

第119期決算公告

令和7年6月27日

香川県高松市亀井町6番地1
株式会社 香川銀行
取締役頭取 有木 浩

第119期末（令和7年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	269,696	預 金	2,041,196
現 金	17,290	当 座 預 金	61,910
預 け 金	252,405	普 通 預 金	931,706
商 品 有 価 証 券	9	貯 蓄 預 金	24,019
商 品 国 債	9	通 知 預 金	1,476
金 銭 の 信 託	1,000	定 期 預 金	976,153
有 価 証 券	345,560	定 期 積 金	5,788
国 債	52,002	そ の 他 の 預 金	40,141
地 方 債	57,070	譲 渡 性 預 金	47,600
社 債	46,274	借 入 金	95,000
株 式	14,621	借 入 金	95,000
そ の 他 の 証 券	175,592	外 国 為 替	5
貸 出 金	1,665,569	未 払 外 国 為 替	5
割 引 手 形	3,785	そ の 他 負 債	12,624
手 形 貸 付	32,598	未 払 法 人 税 等	1,104
証 書 貸 付	1,401,271	未 払 費 用	1,509
当 座 貸 越	227,913	前 受 収 益	1,040
外 国 為 替	2,774	給 付 補 填 備 金	0
外 国 他 店 預 け	2,766	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	470
取 立 外 国 為 替	8	金 融 派 生 商 品	560
そ の 他 資 産	20,301	リ ー ス 債 務	7
前 払 費 用	37	資 産 除 去 債 務	217
未 収 収 益	1,190	そ の 他 の 負 債	7,713
金 融 派 生 商 品	882	賞 与 引 当 金	312
そ の 他 の 資 産	18,191	役 員 賞 与 引 当 金	33
有 形 固 定 資 産	27,600	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	37
建 物	9,577	偶 発 損 失 引 当 金	121
土 地	16,063	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,401
リ ー ス 資 産	1,033	支 払 承 諾	4,246
建 設 仮 勘 定	372	負 債 の 部 合 計	2,204,580
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	552	（ 純 資 産 の 部 ）	
無 形 固 定 資 産	266	資 本 金	14,105
ソ フ ト ウ ェ ア	220	資 本 剰 余 金	11,430
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	46	資 本 準 備 金	11,430
前 払 年 金 費 用	3,094	利 益 剰 余 金	104,221
繰 延 税 金 資 産	3,580	利 益 準 備 金	2,674
支 払 承 諾 見 返	4,246	そ の 他 利 益 剰 余 金	101,546
貸 倒 引 当 金	△9,257	圧 縮 積 立 金	18
		別 途 積 立 金	43,436
		繰 越 利 益 剰 余 金	58,090
		株 主 資 本 合 計	129,757
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6,084
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,189
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	104
		純 資 産 の 部 合 計	129,862
資 産 の 部 合 計	2,334,442	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,334,442

第119期 (令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		37,090
資金運用収益		28,239
貸出金利		22,787
有価証券利息配当		4,769
コールローン利息		111
預け金利息		499
その他の受入利息		72
役務取引等収益		6,189
受入為替手数料		763
その他の役務収益		5,426
その他の業務収益		172
商品有価証券売買益		2
国債等債権売却益		142
その他の業務収益		27
その他の経常収益		2,488
償却債権取立益		303
株式等売却益		1,802
金銭の信託運用益		3
その他の経常収益		379
経常費用		26,592
資金調達費用		2,144
預金利息		1,996
譲渡性預金利息		85
債券貸借取引支払利息		0
借入金利息		49
その他の支払利息		12
役務取引等費用		2,433
支払為替手数料		75
その他の役務費用		2,358
その他の業務費用		4,869
外国為替売買損		2,822
外国債等債権売却損		1,995
金融派生商品費用		9
その他の業務費用		42
営業経常費用		14,562
その他の経常費用		2,582
貸倒引当金繰入額		1,710
貸出金償却		707
株式等償却		0
その他の経常費用		164
経常利益		10,497

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失	363
固 定 資 産 処 分 損 失	206
減 損 損 失	157
税 引 前 当 期 純 利 益	10,134
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,866
法 人 税 等 調 整 額	85
法 人 税 等 合 計	2,952
当 期 純 利 益	7,181

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
その他	5年～20年

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は

3,178百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当事業年度は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益290百万円を計上しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日)等を当事業年度の期首から適用し、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益及び株主資本に区分して計上することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 9,257百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、資源価格の高騰等による各債務者の収益獲得能力に与える影響については、各債務者ごとに、その影響の度合いや収束時期が異なるものの、今後も一定程度は続くものと仮定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 966 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,531 百万円
危険債権額	23,682 百万円
三月以上延滞債権額	32 百万円
貸出条件緩和債権額	1,978 百万円
合計額	32,224 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,785百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	117,110 百万円
貸出金	4,468 百万円

担保資産に対応する債務

借入金	95,000 百万円
-----	------------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産16,540百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金230百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、243,876百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが235,746百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価

差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,746百万円

- 7. 有形固定資産の減価償却累計額 12,996 百万円
- 8. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,015 百万円
- 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は39,217百万円であります。
- 10. 関係会社に対する金銭債権総額 5,092 百万円
- 11. 関係会社に対する金銭債務総額 4,255 百万円
- 12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
- 13. 単体自己資本比率（国内基準） 10.07%

（損益計算書関係）

- 1. 関係会社との取引による収益
 - 資金運用取引に係る収益総額 47 百万円
 - 役員取引等に係る収益総額 23 百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る収益総額 26 百万円
 - その他の取引に係る収益総額 ー 百万円
- 関係会社との取引による費用
 - 資金調達取引に係る費用総額 1 百万円
 - 役員取引等に係る費用総額 100 百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る費用総額 ー 百万円
 - その他の取引に係る費用総額 682 百万円
- 2. 当事業年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額157百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地96百万円及び建物60百万円であります。

用 途	種 類	場 所	金 額（百万円）
稼 動 資 産	営 業 用 土 地	香 川 県 内	96
	営 業 用 建 物	香 川 県 内	51
		岡 山 県 内	7
		大 阪 府 内	1

営業用店舗については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は、「売却予定額」に基づき評価しております。

3. 関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	事業の 内容又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を	株式会社 松崎工務店	香川県 高松市	建設業	ー	銀行取引	資金 貸付	ー	貸出金	42

有している会社									
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社	武田建設株式会社	香川県 木田郡 三木町	建設業	—	銀行取引	資金 貸付	—	貸出金	23

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（令和7年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	△0

2. 満期保有目的の債券（令和7年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	2,543	2,560	17
	そ の 他	—	—	—
	小 計	2,543	2,560	17
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	36,674	35,807	△867
	そ の 他	—	—	—
	小 計	36,674	35,807	△867
合 計		39,217	38,367	△849

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（令和7年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	758
関 連 法 人 等 株 式	15

4. その他有価証券（令和7年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	12,390	5,239	7,151
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	31,981	31,122	859
	小 計	44,372	36,361	8,011
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	0	0	△0
	債 券	116,129	123,074	△6,945
	国 債	52,002	57,051	△5,049
	地 方 債	57,070	58,771	△1,701
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	7,057	7,251	△194
	そ の 他	142,551	152,605	△10,054
	小 計	258,681	275,680	△16,999
合 計		303,054	312,042	△8,988

（注） 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	1,455
組 合 出 資 金	1,058

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	2,081	1,366	—
債 券	6,111	—	342
国 債	6,111	—	342
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	13,536	574	1,652
合 計	21,729	1,941	1,995

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (令和7年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (令和7年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (令和7年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	3,030 百万円
減価償却費	398
未払事業税	97
有価証券評価損	26
その他有価証券評価差額金	2,818
その他	986
繰延税金資産小計	7,357
評価性引当額	△2,960
繰延税金資産合計	4,396

繰延税金負債

退職給付関係	758
その他	58
繰延税金負債合計	816

繰延税金資産の純額 3,580 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.46%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.36%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は84百万円増加し、その他有価証券評価差額金は80百万円増加し、法人税等調整額は3百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は97百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,715円72銭
1株当たりの当期純利益金額	94円88銭

以 上

(令和7年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	269,862	預 金	2,040,491
商 品 有 価 証 券	9	譲 渡 性 預 金	47,600
金 銭 の 信 託	1,000	借 用 金	106,945
有 価 証 券	345,352	外 国 為 替	5
貸 出 金	1,661,049	そ の 他 負 債	13,549
外 国 為 替	2,774	賞 与 引 当 金	333
リース債権及びリース投資資産	13,802	役 員 賞 与 引 当 金	39
そ の 他 資 産	26,879	退 職 給 付 に 係 る 負 債	49
有 形 固 定 資 産	27,695	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	37
建 物	9,588	偶 発 損 失 引 当 金	121
土 地	16,063	繰 延 税 金 負 債	148
リ ー ス 資 産	1,028	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,401
建 設 仮 勘 定	372	支 払 承 諾	4,246
その他の有形固定資産	641	負 債 の 部 合 計	2,216,969
無 形 固 定 資 産	269	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	221	資 本 金	14,105
その他の無形固定資産	48	資 本 剰 余 金	11,494
退 職 給 付 に 係 る 資 産	4,786	利 益 剰 余 金	105,435
繰 延 税 金 資 産	3,054	株 主 資 本 合 計	131,035
支 払 承 諾 見 返	4,246	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6,023
貸 倒 引 当 金	△9,581	土 地 再 評 価 差 額 金	6,189
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,161
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,326
		非 支 配 株 主 持 分	1,868
		純 資 産 の 部 合 計	134,231
資 産 の 部 合 計	2,351,200	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,351,200

(令和6年4月1日から)
(令和7年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	42,461
資金運用収益	28,216
貸出金利息	22,742
有価証券利息	4,791
コールローン利息及び買入手形利息	111
預け金利息	499
その他の受入利息	72
役務取引等収益	6,220
その他の業務収益	5,548
その他の経常収益	2,476
償却債権取立益	303
その他の経常収益	2,173
経常費用	31,755
資金調達費用	2,204
預金利息	1,995
譲渡性預金利息	85
債券貸借取引支払利息	0
借入金の支払利息	110
その他の支払利息	12
役務取引等費用	2,348
その他の業務費用	9,655
その他の経常費用	14,923
貸倒引当金繰入額	2,623
その他の経常費用	1,729
経常特別損失	893
経常利益	10,706
固定資産処分損失	206
減損損失	157
税金等調整前当期純利益	10,342
法人税、住民税及び事業税	2,891
法人税等調整額	98
法人税等合計	2,990
当期純利益	7,352
非支配株主に帰属する当期純利益	89
親会社株主に帰属する当期純利益	7,262

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社

トモニリース株式会社
香川ビジネスサービス株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

トモニカード株式会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年～50年
その他	5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,178百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当連結会計年度は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益290百万円を計上しております。

会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用し、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 9,581万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、資源価格の高騰等による各債務者の収益獲得能力に与える影響については、各債務者ごとに、その影響の度合いや収束時期が異なるものの、今後も一定程度は続くものと仮定しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 242百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,592 百万円
危険債権額	23,682 百万円
三月以上延滞債権額	32 百万円
貸出条件緩和債権額	1,978 百万円
合計額	32,285 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,785百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	117,110 百万円
貸出金	4,468 百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	95,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、その他資産16,546百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金236百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、242,532百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが234,402百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 10,746百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,168 百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,015 百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は39,217百万円であります。
10. 連結自己資本比率（国内基準） 10.04%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,802百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却707百万円及び株式等償却0百万円を含んでおります。
3. 当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額157百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地96百万円及び建物60百万円であります。

用 途	種 類	場 所	金 額（百万円）
稼 動 資 産	営 業 用 土 地	香 川 県 内	96
		香 川 県 内	51
	営 業 用 建 物	岡 山 県 内	7
		大 阪 府 内	1

当行は、営業用店舗については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

4. 連結包括利益計算書における包括利益の金額は2,513百万円であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金、貸出金業務等の銀行業務を中心に各種金融サービスを提供しております。銀行業務を行うに当たっては、地域における持続的かつ安定的な金融仲介機能を発揮するため、必要な資金を地域の企業及び個人等から預金及び譲渡性預金により調達し、地域の企業及び個人等に対する貸出金により運用するとともに、一部は金融市場等で有価証券により運用しております。

当行グループが保有する貸出金、有価証券等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、主に地域の中小企業者に対する事業性貸出及び個人に対する消費性ローンであり、貸出先の倒産や債務不履行等による信用リスクに晒されており、有価証券は、主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動に伴う市場リスクに晒されております。

金融負債は、主として地域の企業及び個人等からの預金であり、当行グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客の輸出入予約のヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。また、貸出金の信用リスクを削減するために、クレジット・デリバティブ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する諸規程・基準に基づき、営業推進部門から独立した与信管理部門において、適切な信用リスクの管理を行っております。また、信用リスクの管理の状況については、定期的に開催されるリスク管理委員会及びALM委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、信用リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、信用リスク管理の高度化を図るため行内格付制度を導入し、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリング等に活用しております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場リスクの管理の状況については、定期的に開催されるリスク管理委員会及びALM委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、市場リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

有価証券運用部門では市場運用部門（フロント・オフィス）、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）及び事務管理部門（バック・オフィス）を明確に区分して相互牽制機能が発揮できる態勢とし、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場動向・損益状況については月次でリスク管理委員会及びALM委員会等へ報告し、損失拡大時や市況変動の激しい時等については、随時にリスク管理委員会及びALM委員会の開催を要請し、早急な対応を実施しております。

当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」及び「デリバティブ取引」であります。これらのうちの大部分を保有する当行においては、市場リスクのVaRを算定しております。当行では、算定したVaRがリスク限度枠の範囲内となるように適切にコントロールしながら収益確保に努めております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。令和7年3月31日（当期の連結決算日）現在における市場リスク量は、16,606百万円であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な流動性リスクの管理を行っております。また、流動性リスクの管理の状況については、定期的に開催されるリスク管理委員会及びALM委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、流動性リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、資金繰り担当部門は、安定した資金繰り運用に努めるとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど日々状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	9	9	—
(2) 金銭の信託	1,000	1,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	39,217	38,367	△849
その他有価証券（※1）	303,556	303,556	—
(4) 貸出金	1,661,049		
貸倒引当金（※2）	△9,295		
	1,651,754	1,632,537	△19,216
資産計	1,995,537	1,975,471	△20,066
(1) 預金	2,040,491	2,040,676	185
(2) 譲渡性預金	47,600	47,602	2
(3) 借入金	106,945	106,893	△51
負債計	2,195,036	2,195,172	136
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	322	322	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	322	322	—

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※1）（※2）	1,519
組合出資金（※3）	1,058

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和7年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,000	—	1,000
商品有価証券及び有価証券 売買目的有価証券				
国債	9	—	—	9
其他有価証券				
国債・地方債等	52,002	57,070	—	109,072
社債	—	7,057	—	7,057
株式	12,892	—	—	12,892
その他	10,223	159,112	—	169,336
デリバティブ取引				
通貨関連	—	882	—	882
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
資産計	75,128	225,122	—	300,251
デリバティブ取引				
通貨関連	—	459	—	459
クレジット・デリバティブ	—	—	101	101
負債計	—	459	101	560

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は5,197百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の包 括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する投資信託の評 価損益
	損益に計上	その他の包 括利益に計 上					
5,103	—	94	△1	—	—	5,197	—

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（令和7年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	38,367	38,367
貸出金	—	—	1,632,537	1,632,537
資産計	—	—	1,670,905	1,670,905
預金	—	2,040,676	—	2,040,676
譲渡性預金	—	47,602	—	47,602
借入金	—	95,000	11,893	106,893
負債計	—	2,183,279	11,893	2,195,172

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿

価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、割引現在価値等により算出した価額によっております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、為替レート及び倒産確率等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、通貨関連取引（為替予約等）が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ）が含まれます。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度（令和7年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度（令和7年3月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（*1）
		損益に計上（*1）	その他の包括利益に計上					
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	△78	△51	—	28	—	—	△101	△51

（*1）連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

（3）時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、各取引部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統

括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（令和7年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（令和7年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	2,543	2,560	17
	そ の 他	—	—	—
	小 計	2,543	2,560	17
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	36,674	35,807	△867
	そ の 他	—	—	—
	小 計	36,674	35,807	△867
合 計		39,217	38,367	△849

3. その他有価証券（令和7年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	12,892	5,363	7,529
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	31,981	31,122	859
	小 計	44,874	36,485	8,388
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	0	0	△0
	債 券	116,129	123,074	△6,945
	国 債	52,002	57,051	△5,049
	地 方 債	57,070	58,771	△1,701
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	7,057	7,251	△194
	そ の 他	142,551	152,605	△10,054
	小 計	258,681	275,680	△16,999
合 計		303,556	312,166	△8,610

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	2,081	1,366	—
債 券	6,111	—	342
国 債	6,111	—	342
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	13,536	574	1,652
合 計	21,729	1,941	1,995

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度において減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (令和7年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (令和7年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (令和7年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.46%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.36%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は83百万円増加し、繰延税金負債は18百万円増加し、その他有価証券評価差額金は77百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は15百万円減少し、法人税等調整額は2百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は97百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当連結会計年度(百万円) (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
役務取引等収益	3,638
預金・貸出金業務	696
為替業務	763
証券関連業務	277
代理業務	112
保護預り・貸金庫業務	25
その他業務	1,762
顧客との契約から生じる経常収益	3,638
上記以外の経常収益	38,823

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,748円75銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	95円95銭

以 上